

# 県職員の皆さん



## 自転車に乗るときは

# ヘルメット着用です!!

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から



法律でも全ての自転車利用者の

ヘルメット着用が努力義務となります。

山形県では、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和元年から自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務としています。

県内では高校生以上の着用率が非常に低く、県民の模範となって、私たちが率先して自転車用ヘルメットを着用することが必要です。

県職員互助会の指定施設等利用券が、一部店舗(※)にて自転車用ヘルメットの購入にも利用することが可能です！

※イオングループ、モンベルグループ

まだ自転車用ヘルメットをお持ちでない皆さんは、ぜひこれを機会に購入して、着用してください。

山形県交通安全シンボルマーク



③いのちを守るため、ヘルメットは正しく着用しましょう

- 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- 先端がまゆ毛の上にくるように、左右均等・水平にかぶりましょう。
- あご紐は、指が1本入る程度に調整し、しっかり締めましょう。

?では、なぜヘルメットを着用することが大切なのでしょう。

Q.「どこを守ることが大切ですか？」 答えは「頭部」です

自転車事故における**死者の負傷部位** (H30~R4合計 県警察調べ)



自転車事故で亡くなる方の多くが頭部を負傷しています。

非常に軽く、こちらは約 300gです



Q.「ヘルメットの効果は？」

ヘルメット着用状況別の致死率

(H29~R3合計 警察庁分析)  
(%)

答えは「明らかに有効」です

ヘルメットを着用していないと、自転車事故での致死率は、**約2.2倍も高くなります。**



大切な命(頭部)を守るために、**1番有効なのは『ヘルメット』**です。自転車用のヘルメットは、とても軽くて、様々な種類があります。自分に合ったお気に入りのものを選び、自転車に乗るときは、**命を守る『ヘルメット』を着用してください！！**

**※お子さんには、保護者の皆さんがかぶらせるようにしましょう。**



消費生活・地域安全課023-630-2460

やまがた愛の自転車利用虎の巻

検索

加入して  
いますか？

# 山形県では 自転車保険 (損害賠償責任保険) への加入が必要です。

令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき  
自転車利用者(※)の加入が義務となりました。

(※ 未成年者の場合はその保護者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も対象)

自転車の事故で加害者に  
なると…

こんな高額賠償事例に  
なることも…

賠償命令額

**9,521万円**



自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。

女性は頭部を骨折し、意識が戻らない状態になり、監督責任を問われた母親に損害賠償命令。

まずは、裏面で加入の確認をしてみましょう



※ 学校においては、通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。



山形県

消費生活・地域安全課

電話 023(630)2682

# 自転車保険加入状況チェックシート

スタート

これらの保険(自転車損害賠償責任保険)に加入している

- A**
- 自動車の任意保険
  - 火災保険
  - 傷害保険
  - 共済

- B**
- 自転車保険
  - 団体保険(会社や学校・PTAが窓口)
  - クレジットカードの保険

はい

契約内容を確認してください。

個人賠償責任補償特約(※)が付いている  
※「特約」の名称は、「日常生活賠償特約」など、保険により異なる場合があります。

(注)「自転車事故」が補償の対象になっていない保険もありますのでご注意ください。

はい

いいえ  
(わからない)

いいえ  
(わからない)

はい

## 【加入済みです】

※1人の加入で**家族全員が補償の対象(加入)**となる保険もあります！ぜひ、ご確認ください。

特約追加

はい

自転車に「TSマーク」のシールが貼ってある  
(TSマークとは、自転車販売店で自転車の点検・整備を受けて加入する保険)  
(注)有効期間は、TSマークに記入された点検日から1年間です。



TSマーク

いいえ

## 【加入が必要です!!】

「自転車損害賠償責任保険」に加入してください。または  
**A** の保険に「個人賠償責任補償特約」(※)を付けてください。

A

★全てに有効期間がありますので、更新も忘れずにしましょう！

～万が一の自転車事故に備えて、ご家族で確認してください～

[詳しくはこちらを検索](#)

山形県自転車条例

検索